



国海査第 20 号の 2
平成 26 年 4 月 16 日

化成品工業協会
会長 岡本 敬彦 殿

海事局検査測度課長



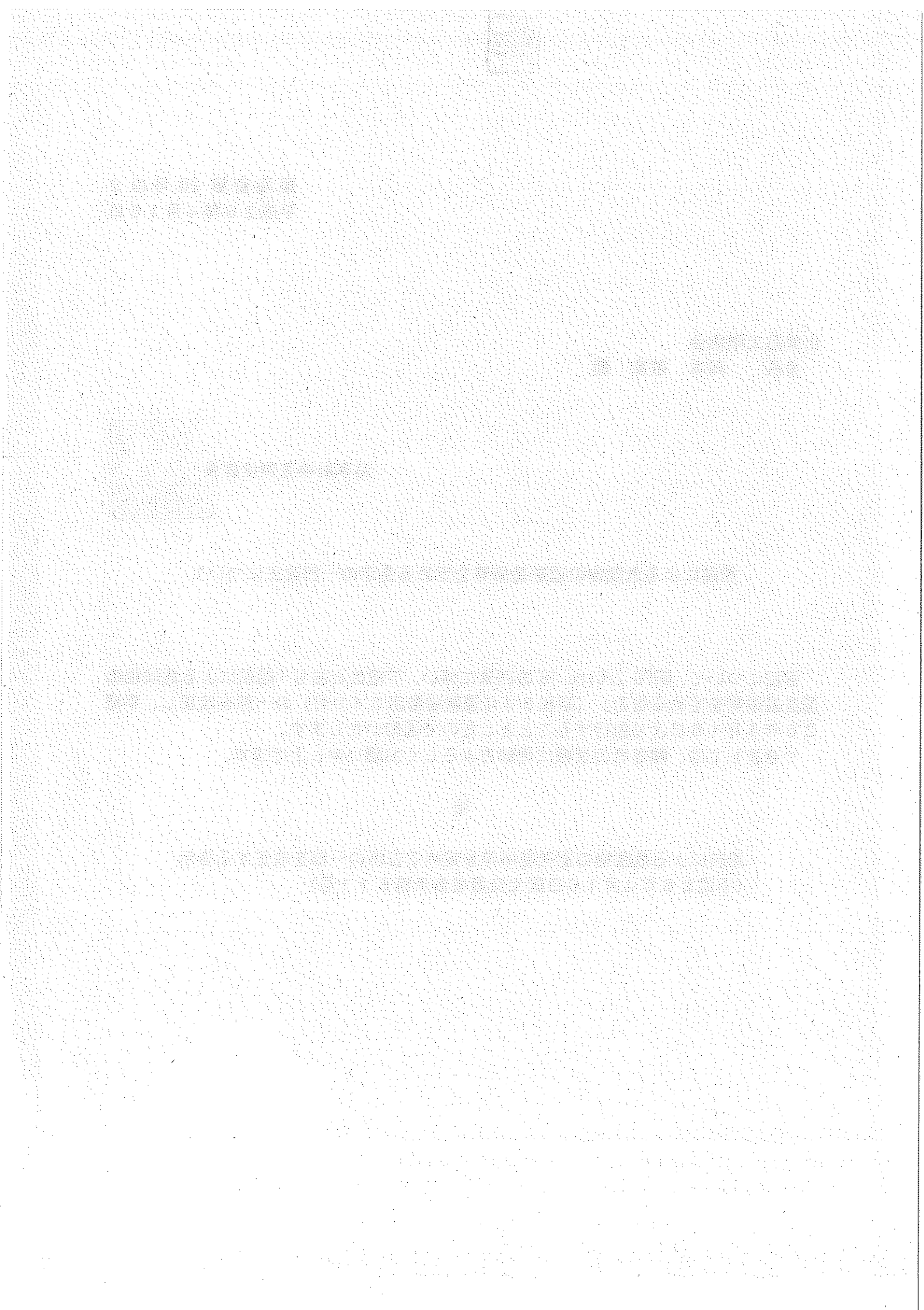
船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

標記について、MEPC.2/Circ.18 の回章に伴い、下記のとおり「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」（昭和 54 年運輸省告示 549 号）の一部を改正し、平成 26 年 4 月 16 日より施行することとしたので通知いたします。

つきましては、関係者の皆様に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示
（平成 26 年 4 月 16 日国土交通省告示第 511 号）



○国土交通省告示第五百十一号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第20号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第8の3アクリル酸の項の次に次のように加える。

アクリル酸及びアクリル酸エステルとアクリル酸共重合体のポリマーで、リン酸塩基を含有する水溶液	Acrylic acid/ester and acrylic acid co- polymer with phos- phate groups as aqueous solution	3	2C	危険	Yes	危険	A. B.	x	危険	
--	---	---	----	----	-----	----	-------	---	----	--

別表第8の3塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液の項の次に次のように加える。

水酸化アルミニウム、硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム、硝酸マグネシウムの混合溶液(10%の濃度の水溶液に10%の水を加える)	S/P	2	2C	不適	N.F.	不適	T	不適	N.S.	E	1.12 1.17 1.19
---	-----	---	----	----	------	----	---	----	------	---	----------------------

別表第8の3ターシャリーペンチルアルコールの項の次に次のように加える。

ターシャリーペンチルアルコール	P	3	2C	不適	T-3HA	No	不適	F	A, B, C	x	不適	1.19.6
-----------------	---	---	----	----	-------	----	----	---	---------	---	----	--------

別表第8の3塩化ベンジルの項の次に次のように加える。

ベンジルカルビオクシド、2-ベンジルフェニルカルビオクシド	S/P	2	2C	不適	不適	Yes	不適	不適	A, C	B,	x	不適	1.19.6
-------------------------------	-----	---	----	----	----	-----	----	----	------	----	---	----	--------

別表第8の3塩化カルウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム(水溶液)の項の次に次のように加える。

カナダ産カールウム油	S/P	2k											
------------	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第8の3グリホサート(水溶液)(界面活性剤を含まないものに限り)の項の次に次のように加える。

ブドウ種子油	S/P	2k											
--------	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第8の3無水マレイン酸の項の次に次のように加える。

無水マレイン酸、ポリマレイン酸、マレイン酸共重合体の水溶液	P	3	2C	不適	不適	Yes	不適	不適	A, B, C	x	不適	
-------------------------------	---	---	----	----	----	-----	----	----	---------	---	----	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。